

公的扶助意識の相克性に関する研究

—意識調査を手がかりとして—

はじめに

1. 研究の枠組みと調査の概要
2. 生活困窮と保護申請
3. 生活困窮感と保護基準
4. 近隣住民と被保護者

結びにかえて

付記

清 水 浩 一

はじめに

本稿は公的扶助（生活保護法）の存在形態を根底から規定していると考えられる「精神的文化」なるものを、意識調査から得られたデータを手がかりに考察することを目的としている。公的扶助を一つの社会制度として存在せしめている背景には、貧困の存在や社会的対応の必要性についての共通認識はもとより、とりわけ、その態様を特徴づけるに大きな役割を担っている「精神的文化」に着目しなければならない。我国の公的扶助制度が、現在かかえている問題や今後のあるべき方向を考える場合、福祉意識を中核とした「精神的文化」についての考察は、一つの大きなファクターとして重要視しているのが私の問題意識である。この課題に接近するため、私は、4、5年前より東北地方の一地域における民生委員を含む保護行政関係者、一般住民、被保護者の意識調査を行ってきた。これらの断片的な調査結果については既に発表してきた。今回、未発表のままである被保護者の調査結果を加えつつ、新たに分析の視点を行政関係者、一般住民、被保護者の三者の関係性として把握することによって、これまでの一連の調査研究に一つの区切りをつけたいと考えたのである。

本稿は、まず研究の枠組みと調査の概要を述べた後、いくつかのテーマについて三者のそれぞれの意識を比較し、あるいはその関係性を推論するという構成になっている。

1. 研究の枠組みと調査の概要

(1) 研究の枠組み

貧困対策の歴史は公的扶助、慈善事業を問わず、ある種の困難な、しかし興味ある課題を提示し続けてきた。それは自助の規範との関係に、おおよそ集約できると考えてよい。すなわち、貧困原因を個人の道徳の問題に求める考え方や、救済の効果における負の側面への危機感等を内容としている。一方において、生存権理念の確立がみられたものの、法的にも、また実際の運用面においても、伝統的な情民観の克服までには至らなかったと考えてよい。

このような公的扶助のもつ「宿命的問題」を考察する場合、福祉意識論として問題を再構成しなければ体系的な研究は不可能であろう。それらの初歩的な概念整理と枠組みについては、これまで多少の検討を行ってきた。^{注1)}ここでは本稿の主題に直接、関連する価値主体の類型と相互の関係性についてのみ検討する。

社会意識の中核をなす価値意識の担い手（価値主体）は、具体的人間である。公的扶助に即して考えてみれば、行政担当者及び被保護者の存在をまず、あげることができよう。さらに公的扶助は、その財源を一般租税に求めていることを考えると、納税者としての一般住民の存在を忘れる訳にはいかない。ただし一般住民はただ納税者としての資格で意味を持つのではなく、被保護者の隣人として、あるいは行政に対する世論の担い手としても重要なのである。

行政担当者、被保護者および一般住民の三者は、それぞれ社会的立場（存在）を異にし、それが

社会的意識（生活保護意識）を根底から規定しているといえよう。今、先に述べた公的扶助にまつわる宿命的問題（惰民観と生存権理念の拮抗）を、この三者の關係に重ね合わせて考えてみると、意識を媒介とした關係性として問題が鮮明になってこよう。それは一面においては同情や感謝を、他面においては不信感や恐怖を軸とした協調と対立の複雑な構図でもある。この構図の一端を少しでも明らかにすることが、公的扶助制度を社会制度として成立させている「精神的文化」へのアプローチにつながり、よって貧困対策の未来を展望する基礎的な研究となり得るものと考えらる。

注1) 拙稿「福祉意識研究の方法に関する一考察」 会津短大学報 第39号 1982年

(2) 調査の概要

a 調査の主体

私個人である。尚、昭和58年度には文部省科学研究費（奨励研究）の補助を受けて調査を行なった。

b 調査の区分、対象、時期、方法等

東北地方の一地域（以下A地方と略す）である。市部（2市）と郡部からなる人口約30万人の農村地域である。但し、調査票配布地域は調査区分により異なる。以下、表に掲げるとおりである。

c 調査方法上の問題点

調査区分の一部について、調査方法上の原則を守ることができなかった。それは一般住民の市部（表では一般住民の②）と被保護者である。前者は配布先を民生委員の判断に委ね、後者は一応、全員対象としながらも、筆記能力等の關係もあり、民生委員に配布先を一任した。したがって両者は、厳密な抽出作業を行なっておらず、調査方法論上、問題を残している。

表. 調査の対象等

調査の区分		調査の時期	調査対象	方法	配布数	回収数	回収率(%)
行政担当者	福祉事務所生活保護ケースワーカー	S 56	市部2ヶ所、郡部2ヶ所の地区担当員、査察指導員の全員	留置法	31	30	96.8
	民生委員	S 56	民生委員名簿（福島県、56年）よりA地方に限り、等間隔抽出	郵送による送付、郵送による返送	199	142	81.4
一般住民		S 58	①一町の選挙人名簿より等間隔抽出 ②一市の2民協管轄地域の一部分	民生委員による配布、封印後、民生委員による回収	① 165 ② 300	① 150 ② 277	① 90.9 ② 92.3
被保護者		S 58	上記地域の調査可能世帯全員	民生委員による配布、郵送による直接返送	—※	51	—

※ 被保護者への調査票配布は守秘義務の關係上、民生委員に一任。したがって、配布数は不明である。

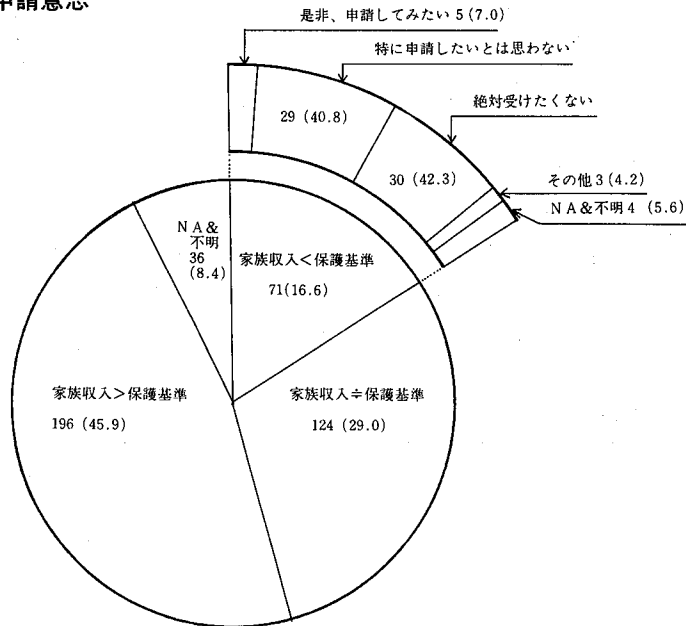
2. 生活困窮と保護申請

経済的に自立している一般住民の人々が生活保護に結びつく可能性として、二つの類型を設定することができる。一つは生活水準の日常的低位性であり、いま一つは生活の崩壊である。この二つの類型は、所得保障制度の一環としての生活保護の機能を考察する際、重要な視点である。

まず前者について考えてみよう。私は当初、日常的な生活水準の低位性があっても家計がそれなりに安定している限り、生活困窮という感覚は潜在化し、したがって保護の申請には結びつかないものと推測していた。ところが一般住民を対象とした調査結果では、生活水準（調査では所得水準）と生活困窮感には相関があり、低生活水準世帯に生活困窮を訴える人が多い。^{注1)}では、このような低生活水準の人々が、もし、保護受給資格の可能性を示唆されたとき、いかなる反応を示すであろうか。

調査票では、世帯人数別の保護基準額を示して世帯収入との比較を問い、さらに保護基準以下であると回答した人には、申請の意志についてたずねている。その結果が図1に示すとおりである。

図1. 「所得水準」と申請意志



一見してわかるとおり、保護申請にはきわめて消極的である。いわば、生活困窮感だけでは保護申請に、ほとんど結びつかないのである。「絶対受けたくない」と強く否定する人がもっとも多いということがこの背景を示唆している。

さて、もう一つの類型である生活の崩壊に直面したとき、人々はどのような方法によって切り抜けようとするであろうか。医療費の捻出が限界に達したという仮定のもとに、選択肢として提示した解決方法を第1位から第3位まで順にあげてもらった。

図2. 経済的ニーズ充足方法のパターン集計

順位	実数(%)	第1位	第2位	第3位
1	39 (9.1)	貯金・財産の処分	親・子・兄弟からの借金・援助	生活保護を申請
2	34 (8.1)	貯金・財産の処分	親・子・兄弟からの借金・援助	親・子・兄弟以外の親戚を頼る
3	26 (6.1)	貯金・財産の処分	親・子・兄弟からの借金・援助	銀行・農協から借金

(以下省略)

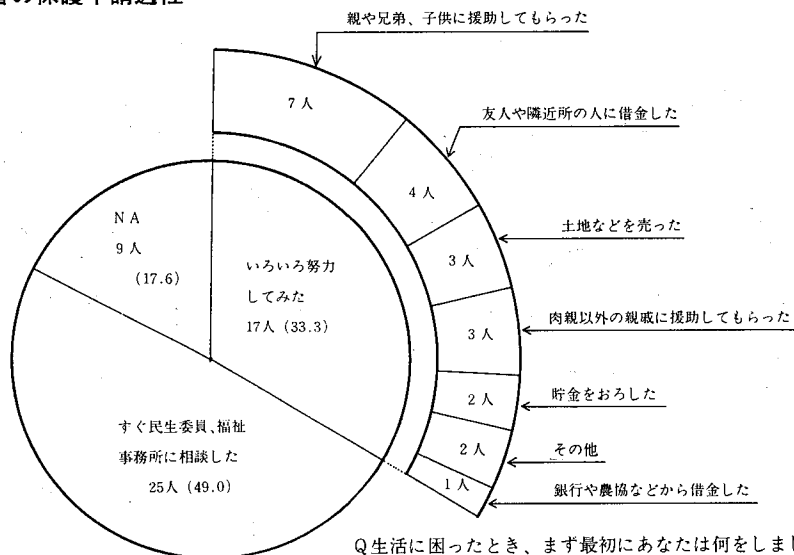
注) 第2位以下が無回答の人が多かったので実数は少ない。ちなみに第1位にあげたものでもっとも多かったのは貯金・財産の処分で、272 ケース (63.7%) である。以下、親・子・兄弟からの借金・援助39 (9.1)、銀行や農協から借金 37 ケース (8.7)、生活保護を申請 26 ケース (6.1) と続く。

図2をみると生活保護が極度に敬遠されていることがわかる。まず自分の資産を食い潰し、それでもダメなときは血縁関係に援助を頼み、最後に銀行や農協から借金するか、生活保護の申請をするのが平均的な人々の対応の仕方である。

以上、二つの類型ごとの集計結果をみると、一般住民の心情として他人への依存の拒否=自立への渴望=自助規範の強さがきわめて顕著に表現されているのである。

被保護者にたいし、保護申請時の行為と意識についてたずねてみた。まず図3によって行為をみ

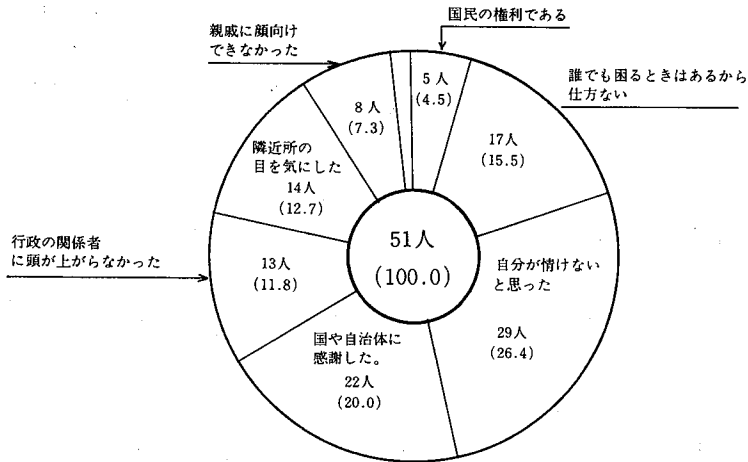
図3. 被保護者の保護申請過程



Q 生活に困ったとき、まず最初にあなたは何をしましたか。

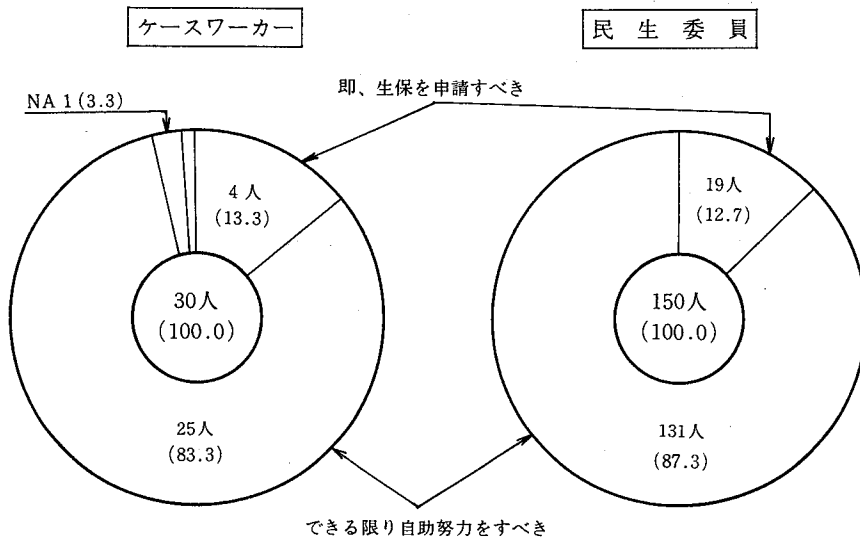
ると、意外にも約半数の人が「すぐ相談した」としている。これは質問方法に技術的問題が存在するのか、あるいは一人暮らしの老人のように自助の手段がもともと少ない人が多かったことを反映しているのかも知れない。次に、受給直後の感想についてみると図4に示すとおりである（複数回答）。大部分の人が屈辱を感じ、あるいは「感謝」している。もともと、生活が崩壊する以前は彼らも自助規範の強い一般住民の一人であったのだから、当然の結果であると云えよう。

図4. 保護受給直後の感想 (M.A.)



最後に、福祉事務所の生活保護ケースワーカー（含査察指導員）と民生委員に対し保護行政を行う立場から生活崩壊した人々に求める行為（規範）を二者択一的方式で聞いてみた。図5をみると両者とも大部分の人が「できる限り自助努力をすべき」との意見を示している。法律で保護の補足

図5. 生活困窮者への期待



<質問と選択肢の表現方法>

質問7. 生活に困った人がとるべき行為として、次の2つのうち主としてどちらの意見に近いですか。

- 1) 保護を受けるのは権利なのだから、困った時すぐ、生活保護を申請した方が良い。
- 2) 権利であるとしても、まず財産を処分したり、親類に援助をお願いし、それでも困ったときに申請すべきである。

性が原理として掲げられ、実施要領においてもその細則が規定されている関係上、いわば行政行為的に求めていると考えられなくもない。しかし考えてみればワーカーも民生委員も地域社会の一員であり、一般住民の心情を共有しているとみる方が自然であろう。保護行政に携わる人々も強く自助の規範を抱き、そして日常業務のなかで当然のこととしてそれを具体化しているのであろう。

自助の規範は一般住民、被保護者、行政関係者の三者が共に強く共有し合っている。その意味では立場による相違はない。しかし被保護者は保護を受給中であるから、彼の自助努力の度を一般住民、行政関係者の双方から評価され、監視される立場にある。この意味における「立場」の相違が決定的に重要なのである。「精神的文化」としての自助規範が強ければ強い程、三者の関係は緊張度を増していくことになる。調査の結果からは、自助の規範がきわめて強いことが明らかになったので、緊張度の強さも容易に推測される。それが被保護者の「受給直後の感想」に表われており、それをみる限り、生活保護法が生存権理念を謳った現代的制度であるとは信じられない程である。

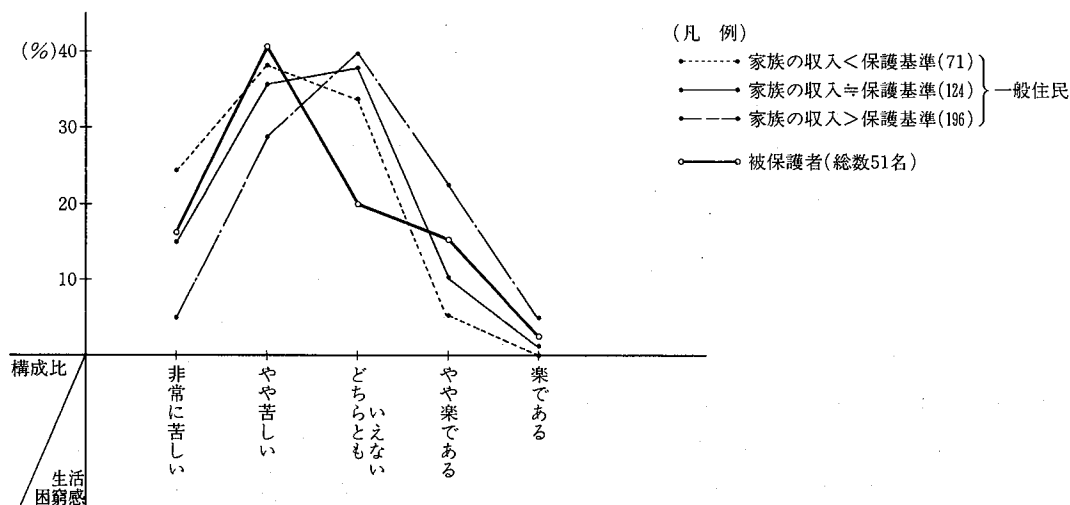
注1) 拙著『「一般国民」の生活保護意識 -意識調査を通して-』
会津短大「地域研究」第4号 1984年の表2を参照されたい。

3. 生活困窮感と保護基準

保護の保障水準を大部分、規定している保護基準額の妥当性についてはさまざまな議論がなされ、算定方法も変化してきた。ここでは基準額への評価そのものには触れず、本稿の主題である三者の関係性という枠組みのなかで、保護基準への評価という行為の及ぼす影響について考察をすすめる。

一般住民の所得水準を、保護基準より上、同程度、下のいずれかに自己診断させるという方法で分類し、それぞれの生活困窮感をみる。一方、被保護者の生活困窮感を調べ、それを一般住民の調査結果と重ね合わせてみる。結果は図6に示すとおりである。まず一般住民についてみると、生活困窮感はある程度、所得水準を反映していることがわかる。いわば生活困窮感は観念的・主観的な独立変数とは必ずしもいえず、ある程度、客観的・数量的な所得水準と相関関係にあると考えられる。第2に、被保護者の分布状況が一般住民に較べて特色ある傾向を示してはいない。ただ、一般住民の分布状況にもっとも近いのは、やはり保護基準と同程度の生活をしている人々であり、調査方法上、いくつかの難点があったとは云え、現実をある程度、反映していると考えてよいだろう。

図6. 生活困窮感



注) N. A. & 不明は省略

以上、図6に関する二つの解釈から次のような興味ある結論を導き出せる。すなわち、被保護者の生活困窮感が同程度の所得水準である一般住民のそれに近似しているとすれば、被保護者が保護受給に伴う屈辱感や感謝の念を抱いていたとしても、そのような感情と生活困窮感次元の異なる意識であるということである。所得水準が生活困窮感がある程度、規定していることを考慮すると被保護者の意識も一応、了解できることではある。

さて、それではケースワーカーや民生委員は、調査時点での保護基準について、いかなる評価を抱いていたであろうか。図7をみると民生委員は、ほぼ正規分布を示しており、「丁度よい」と回答した人が約半数である。しかし、ケースワーカーは高いと感じている人が多い。ちなみにケースワーカーが基準を評価する場合の比較対象は「地域の生活水準」をあげる人が多い(63.3%)。

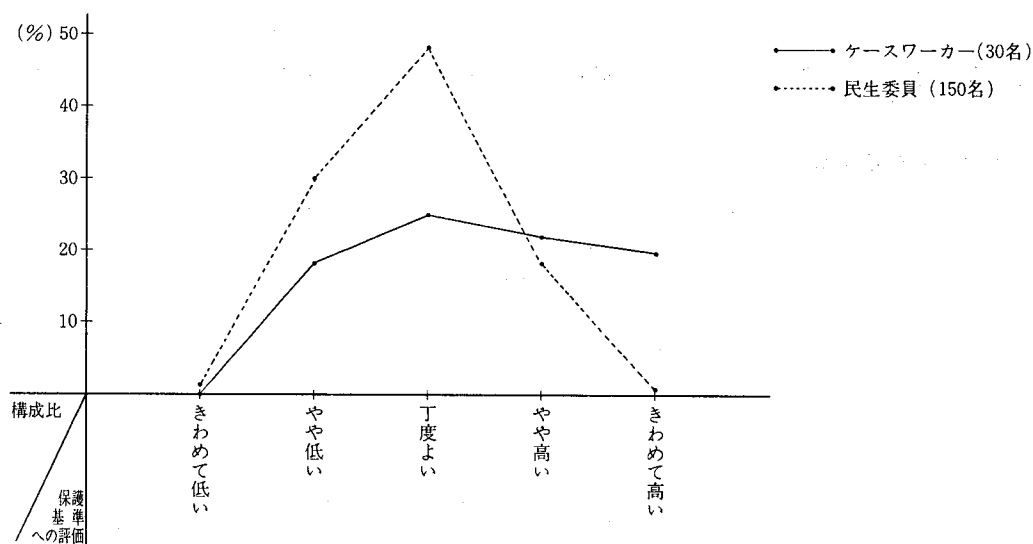
保護基準が地域の生活水準と相当程度、均衡していたことは図1をみると明らかであるが、ケースワーカーはそれを日常業務のなかで肌で感じていたのであろう。しかし、均衡しているという実感と保護基準への評価は、本来、次元の異なる問題である。均衡しているから「丁度よい」と感じるか「高すぎる」と考えるかは、やはり一種の価値判断であり、その人なりの基本的福祉観の問題でもある。

さて、これまでの集計結果をかえりみて、主題に即して問題をとらえ直してみよう。

被保護者は生活の困窮を訴えており、それは同程度の所得水準の一般住民とはほぼ同様の傾向を示している。しかし、ケースワーカーは保護基準を高いと感じている人が約4割を示し、「丁度よい」と考えている人をも合計すると6割以上になる。ケースワーカーと被保護者が対立し得る条件がここに存在するのである。

一般住民は正確な保護基準額についての知識はないであろう。が、もし知らされたとして、どのような感想を抱くであろうか。おそらく所得の低い階層程、保護基準を高いと感じるに違いない。

図7. 保護基準への評価



注) N. A. & 不明は省略

一般住民と被保護者の対立も潜在的可能性として十分に指摘し得るのである。とりわけ農村地域では保護基準の高さが従来から指摘され、それが法の運用上の問題にも継がっている。保護基準と同等あるいはそれ以下の一般住民が数多く存在することは、私の調査結果でもおおよその現実が示され、おそらく全国的にも普遍的な事実であるに違いない。しかし、保護基準額の評価は本来、それ程単純なものではない。世帯人数や加算の有無等によって算定額は大きく異なるし、また生活水準は生活基盤としての資産 (Stock) をも考慮に入れなければならない。あるいは比較対象としての階層を選択するかの問題もある。

仮に保護基準が漠然と「高い」と評価されているなら、これこそが問題なのである。

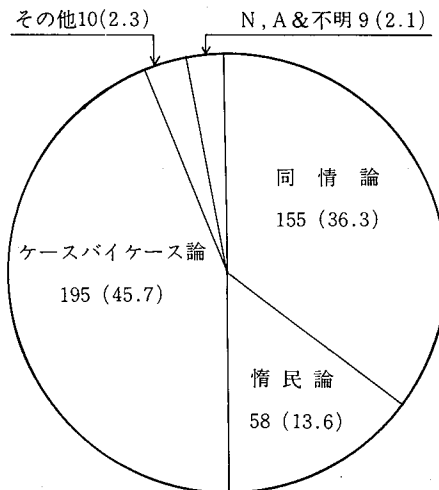
4. 近隣住民と被保護者

地域社会あるいはもっとせまい近隣関係のなかで、一般住民と被保護者の間の、ある種の緊張関係を想定することができる。もちろん緊張度は被保護者全てに一様ではなく、生別母子やアル中、長期通院患者等の世帯では強く、老人や障害者、死別母子等の場合には、むしろ同情心を媒介とした関係であろうことは容易に想像がつく。調査では、とくに被保護者の類型は行っていないが、全体としての両者の関係性を問う意図でいくつかの設問を両者に対して行った。

まず、一般住民の生活保護制度に対する関心はきわめて高く、^{注1)} 一般的な社会福祉への関心の高さを反映している。しかし、生活保護に対する関心には情民観と「適正保護」への監視といった

側面を含んでいるという意味で特殊である。例えば、図8に示すように被保護者に対するイメージでは、「ケースバイケース論」も含めると、約6割の人が負の側面を抱いているのである。もっとも自助規範の高さを思い起こせば、「同情論」が3分の1以上いるのは、むしろ意外に多いとも云える。

図8. 被保護者観



〈選択肢〉

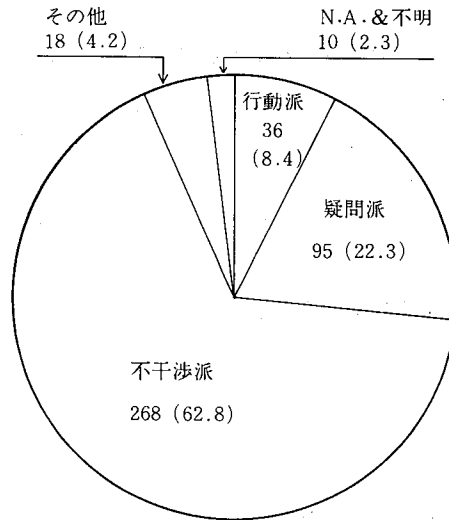
1. 誰でも生活に困る可能性はあるのだから同情する。……………〈同情論〉
2. 一般に本人の心掛けが悪いのだからもっと努力すべきだ。……………〈惰民論〉
3. 同情すべき人は多いと思うが、一部に悪用する人もいると思う。……………〈ケースバイケース論〉
4. その他

そこで一般住民についてももう少し具体的にみてみよう。「近所にいる生活保護世帯の人が新しいカラーテレビを買ったとしたら、あなたはどのように思いますか」という状況設定をした設問に対しては図9のように「不干涉派」が6割以上を占め、疑問を感じたり、行動を起こす人は約3割にとどまる。これは当初の予想よりは少なく意外な感じを抱いた。

図8および図9の集計結果から考察すると、近隣住民の全てが先験的に被保護者に不信感を抱いている訳ではない。純粹に同情の対象としてみている人も少なくないのである。だが図9で、カラーテレビを購入した事に不信感を抱き、36人（8.4%）の人は実際に福祉事務所に通報すると回答している。少数の人ではあるが、被保護者に与える日常的影響力は強いものがある。さらにカラーテレビではなく、これがビデオやエアコンの場合では「不干涉派」といっても多少の疑問を感じるであろう。いわば「許容限界」を想定することも可能である。

このように、一般住民の被保護者に対する関心は高いけれども、その内容は同情心と惰民観が混在し、かつ被保護者の行為と類型によって規定されていると考える事ができよう。

図9. 被保護者への干渉度



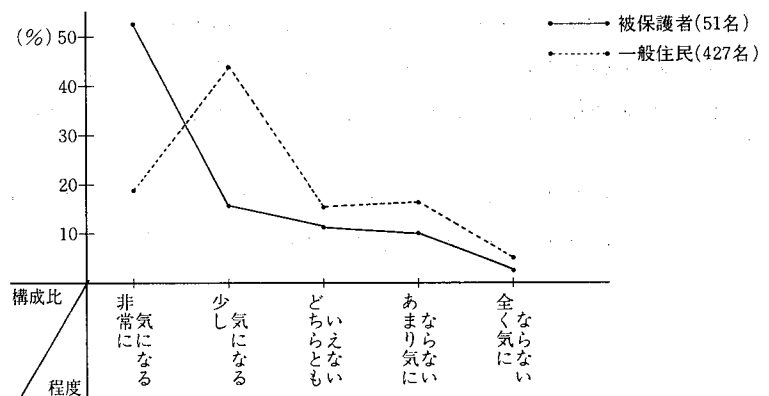
〈選択肢〉

1. 民生委員、役場または福祉事務所に連絡して取入の調査を厳しく行うよう頼む。
.....〈行動派〉
2. おかしいとは思いますが連絡はしない.....〈疑問派〉
3. 保護を受けているとはいえ、他人の家計なのだから、とやかく言うべきではない。
.....〈不干涉派〉
4. その他 []

さて、ここで一般住民と被保護者の両者が、互いにどの程度の関心を抱き合っているかをみてみよう。図10をみると両者とも関心を持つ人が多いが、とりわけ被保護者に「非常に気になる」と回答した人が多い。屈辱感を抱いている被保護者に、近所の目を強く意識している人が多いのは当然であろう。

図10. 一般住民と被保護者の相互関心度

被保護者の意識について、さらに詳しくみてみよう。調査票では不正受給事件がマスコミで報道されたときの感想をたずねている。その結果は表1に示すとおりである。51名中、22名が隣近所の目を気にしている。



注) N.A.&不明は省略

また、福祉事務所のケースワーカーがきて困ることは、保護受給の事実を近所の人に知られることをあげる人がもっとも多い（表2）。

表1. 不正受給事件がマスコミで報道されたときの感想（M.A.）

選 択 肢	単一回答者	複数回答のパターン集計	
1. 一部の人の問題をさわぎすぎると思う。	2人	2 + 3	8人
2. 自分は全く不正な点はないので何ともない。	16	1 + 2	4
3. 隣近所の人に不信な目でみられるようで、いやな 思いをする。	9	1 + 3	4
4. 恐ろしくなって生活保護を辞退しようかと思う。	0	1 + 4	1
5. そ の 他	1	3 + 4	1

NA5

表2. ケースワーカーがきて、いやな事（M.A.）

1. 隣近所の人に生活保護を受けていることがわかってしまう。	12人	(16.7)
2. ケースワーカーが家の中をジロジロ見わたす。	11	(15.3)
3. 「働きなさい」といわれる。	8	(11.1)
4. 収入の調査をされる。	6	(8.3)
5. 「親や子供から仕送りしてもらいなさい」といわれる。	5	(6.9)
6. ケースワーカーの態度や言葉が乱暴だ。	2	(2.8)
7. 特にいやなことはない。	22	(30.6)

自助の規範が人々の心を強く支配しているところでは、保護受給は被保護者にとって屈辱であり、他人の存在を前提とする恥の意識を構成する。一方、勤労者であり納税者でもある一般住民は被保護者の自助努力の程度に関心を抱きがちである。これは現代日本におけるごく自然な人々の心情であり「精神的文化」である。そのこと自体への価値づけはここでは意味をなさない。重要な事は、両者の関係性をそのようなものとして成立させる客観的条件が生活保護法の仕組みの中に存在し、さらに法の実施によって、その「関係性」が強化されるという相互作用が問題なのである。

注1) 「関心はあった」328人（76.8%）、「関心はなかった」36人（8.4%）と、生活保護制度への関心の高さを示している。また「そういう制度は知らなかった」は7人（1.6%）のみであった。

結びにかえて

調査結果から得られた意識と関係性の諸相は、これまで保護行政に直接的に関わる人々にとっては、なかば常識的に知覚されていたことにすぎない。したがって、私の調査で「新たな発見」と呼べるものはほとんどないといってよいだろう。強いて調査研究の意義をあげるとすれば、常識的な感覚であったものを東北地方の一地域であるとはいえ、数量化による検討を行ったことであり、第二に、三者の関係性としての把握を試みることにより、日常、目には見えないけれども、実際の保護行政の存在形態を根底から規定しているファクターとして問題をとらえ直したことであろう。

一般に福祉的な活動の動機で主要なものは同情心であろう。しかし、同情心は「人間らしく生きる権利」として法的観念まで昇化させなければ、社会福祉の近代化は望めない。福祉活動の主要な担い手が公的機関に移行するにつれて、指導原理たる生存権的基本権および具体化のための諸法もそれなりに整備されて今日に至ってきた。生活保護法はその典型といってもよいであろう。現行法の国家責任、最低生活保障、保護請求権等の諸理念は、GHQの指導によって我国でも確立されたのではあるが、これらの理念が欧米の歴史を背景としていることは言うまでもない。しかしながら、法制史としてみれば社会福祉の近代化の道程をこのように跡づけられたとしても、一般の民衆レベルでは依然として同情心は主要な位置を占める。ボランティア・アクションの契機としてみれば、同情心は重要かつ意義がある。だが他人への同情は、常に同情に値するかどうかの価値判断を含む。公的扶助に即していえば、自助の程度に対する評価である。もし、同情に値しない貧困者が扶助を受給していれば、それはむしろ適意に近いものとなるだろう。

調査の結果では、自助の生活規範がきわめて強く、それ故、三者の関係性は緊張関係が基調である。もちろん、同情に値する被保護者に対してはこの限りではないであろう。そして、これらの傾向は東北地方の一地域を超えて、おそらく全国的に普遍的であるに違いない。

では、公的扶助の未来はいかにあるべきか。公的扶助である限りミーンズ・テスト＝自助の程度を問うことは、本質的に避けられないであろう。また、国民全体に自助の規範や同情心とは別個に、生活保護に関連する権利意識が今後、より強く定着する契機も見い出せない。自助そのものは本来、崇高な社会規範であるから、これとより調和し得る貧困対策はいかにして可能か。

考えられることの第一に、自助の程度を厳密に問う現行法の仕組みをもっと緩和することである。これにはミーンズ・テストの簡略化、手続過程の簡素化等が必要不可欠である。

第二に、扶助の対象を貧困者という特定の範ちゅう化された人間を対象とするのではなく、生活上の事故（ニード）を対象とするよう工夫しなければならない。たとえば医療扶助の他にも教育扶助等を単給化できる道を開き、扶助の種類も増加させることである。

第三に、世論の形成者たるマスコミの自粛・規制が望まれる。不正受給事件は不正金額の多寡を問わず、ニュースとしての価値を持つようである。しかし、この種の報道は、三者の関係性に悪しき意味におけるインパクトを与える作用を持つ。

付 記

被保護者を対象とした調査票のなかに、「福祉事務所や民生委員に云いたいことを自由に書いてください」という項がある。以下、印象的なものをいくつか、被保護者の「生の声」として掲げておきたい。

<ケース1>母子家庭

病気と言うものは、なった人でなければわからないと思う。とにかく私には、何もいってほしくない。死をえらぶこともありえると思うから。とにかく私には何もかまわないでほしい。

あえて名前を記入します。 ○○○○○

<ケース2>不明

福祉事務所や民生委員の皆様にお世話になっているので、なにも言いません。

<ケース3>老人単身世帯

私は75才の老人ですが、福祉事務所のケースワーカーが来て養老院に行けと言われるのが一番つらいです。もう一、二年、このまま活かして下さい。お願いします。

<ケース4>母子世帯と思われる。

くるときに体が病気なのに働いてくださいと言われます。

<ケース5>45才女性、単身

病気のため、働く事が出来なくて残念です。……

困った事や、言えない事もうちあけてお話しあいてに成ってくれます。やっぱり女の方の民生委員の方だからだと思います。

<ケース6>48才男、単身

高3の娘を実家に預けているが同居していないのでその扶助を受けられないのが苦しい。やはり居住している場所がちがっていても私にとっては扶養の義務があるのでその点を考慮してほしい。……

幸い私の地区の民生委員の方は親切な方なので別に言い度いことは無いが、他の地区のケースを聞くと規則をたてに親身になって相談にのってくれない人もおるとのこと。その地区により事情が千差万別といったきらいもなきにしもあらずの感あり。

民生委員個人の主観が大部分をしめ、福祉事務所に苦しい声が届かないことが多い。

……

通院治療の場合の交通費等の問題を考慮して欲しい。

<ケース7>女性(68才) 単身

福祉事務所の係の方から老後の貯えしておかなかったのといわれたとき自分が情けなく、せつなかつた。夫が肺癌で入退のくり返し、金も使ってしまう、あげく亡くなり、子供はなく、私は生活保護を受けなくなかったが、まわりの人達からいわれ、生きんがためにはしかたのないことと受ける身となりましたが、今だに心に残り忘れることができません。もっと別ないいかたなかったかと思われませんが。時々訪問下さって健康の事や其の他心配してくれますので、ありがたく思っております。家の中を調べ新しいようなの仏壇を、これ買ったんですかときかれたり、台所のガステーブルこれ新しいんですねともいい、これなどは5年前に買い手入れしているのでそう見られ、品物を求めるといふことだめなのか、保護を受けてる者はなんか束縛されるみたいに思われて神経を使います。

